

5年保存
秘
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無期限
平成21年3月27日 から 平成26年3月26日 まで

基監発第0327001号
平成21年3月27日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に係る対応について

労働安全衛生規則第21条第2号及び第22条第2号の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施の促進については、平成21年3月25日付け基安安発第0325001号、基安労発第0325002号及び基安化発第0325001号「危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に当たり当面留意すべき事項について」（以下「留意事項内かん」という。）により示されたところであるが、監督担当部署においてもその内容等について了知するとともに、

引き続き、平成19年2月14日付け基発第0214001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の4の(2)に示されたところにより対応されたい。

(参考)

平成19年2月14日付け基発第0214001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」

4 死傷災害等の増加を踏まえた労働災害防止対策

(2) 自主的な安全衛生活動の促進

労働災害を減少させるためには、改正された安衛法に基づき、事業者による自主的な安全衛生水準の向上を図るための取組を徹底させることが重要である。



により指導すること。

なお、法違反等に係る是正措置等については、昭和49年3月6日基発第105号「企業における自主的な安全衛生管理活動促進のための監督指導について」（以下「105号通達」という。）に基づき措置すること。

ア



イ

